

原料費調整制度に基づく

令和5年12月のガス料金のお知らせ

令和5年10月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和5年12月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和5年7月～令和5年9月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス価格激変緩和対策事業(※)の政府支援を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり15円の値引きが反映されています。

令和5年12月検針分に適用する料金につきましては、広報上越12月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和5年12月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
 基準単位料金に対しては $\Delta 43.88$ 円（税込）下方調整して料金を算定します。
 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表 A	料金表 B	料金表 C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	134.11	132.34	130.88

※ 調整単位料金は、政府の支援で、15円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
 (上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和5年12月 適用料金	令和5年11月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	5,049円/月	5,044円/月	5円/月	0.10%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量 35m³ (45.0メガジュール/m³) に基づいて算出しています。

※ 政府の支援により、525円 (=35m³ × 15円) が値引きされています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和5年12月 適用料金	令和5年11月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	13,652円/月	13,636円/月	16円/月	0.12%

※ 政府の支援により、1,500円 (=100m³ × 15円) が値引きされています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和5年7月～令和5年9月 (令和5年12月検針分に適用)	令和5年6月～令和5年8月 (令和5年11月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	89,150 円／ t	88,930 円／ t

基準平均原料価格※ ²	124,190 円／ t
------------------------	----------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9748＋LPG平均価格×0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748＋令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和5年7月～令和5年9月貿易統計値）} \times 0.9748 \\ &= 88,310 \text{ 円} / t \times 0.9748 \\ &= 86,084.588 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和5年7月～令和5年9月貿易統計値）} \times 0.0405 \\ &= 75,740 \text{ 円} / t \times 0.0405 \\ &= 3,067.470 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 86,084.588 \text{ 円} / t + 3,067.470 \text{ 円} / t \\ &= 89,152.058 \text{ 円} / t \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 89,150 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 89,150 \text{ 円} / t - 124,190 \text{ 円} / t \\ &= \Delta 35,040 \text{ 円} / t \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 35,000 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1 m^3 あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times \Delta 35,000 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 28.8750 \text{ 円} \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 28.88 \text{ 円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 147.34 \text{ 円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1 m^3 当たり15円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22 \text{ 円} + (\Delta 28.88 \text{ 円} - 15 \text{ 円}) = 132.34 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1 m^3 当たり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1 m^3 当たり $\Delta 43.88$ 円（税込）下方調整します。